

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 16日

(宛先) 金沢市長

提出者

住 所 〒920-8217石川県金沢市近岡町309番地

氏 名 株式会社アルプ 代表取締役社長 古賀 美純

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-237-4230

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社アルプ
事業場の所在地	石川県金沢市近岡町309番地
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	84. 保健衛生
② 事業の規模	令和6年度売上高 109億円
③従業員数	629名(令和7年4月1日現在)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物→医療廃棄物容器(梱包)→指定保管場所(保管)→委託処分業者(処分)

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

検査部 部長(廃棄物処理総括責任者) →検査部 次長(産業廃棄物管理担当)
 →各部署 管理責任者

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排出量	55.14 t	1.27 t
	(これまでに実施した取組) 感染性廃棄物削減の注意喚起及び非感染性廃棄物との分別の徹底		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排出量	60 t	1.5 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き分別の徹底と教育・注意喚起		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物とその他の廃棄物との廃棄場所区分を明確化
	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（ 年度）実績】			
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量		t	t
(これまでに実施した取組)			
【目標】			
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（ 年度）実績】			
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量		t	t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量		t	t
(これまでに実施した取組)			
【目標】			
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		t	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】				
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油			
	自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量	t	t			
(これまでに実施した取組)						
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油			
	自ら埋立処分を行つう特別管理産業廃棄物の量	t	t			
(今後実施する予定の取組)						

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	
	全処理委託量	55.14 t	1.27	t
	優良認定処理業者への処理委託量	34.04 t	1.27	t
	再生利用業者への処理委託量	t		t
	認定熱回収業者への処理委託量	t		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t		t
(これまでに実施した取組)				
状況に応じて、感染性廃棄物容器の定数見直しや、回収日の変更等の対応を行った。				

(第5面)

		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
		全処理委託量	60 t	1.5 t
		優良認定処理業者への処理委託量	40 t	1.5 t
		再生利用業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
②計画		(今後実施する予定の取組) 優良認定処理業者への処理委託量の増量を計る		
電子情報処理組織の使用に関する事項		【前年度（令和6年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	56.41	t
		(今後実施する予定の取組等) 電子マニュフェスト加入済み		
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月30日

(宛先) 金沢市長

提出者

住 所 金沢市赤土町ニ13番地6
氏 名 社会福祉法人 恩賜 済生会支部石川県済生会
支部長 村田 拓也
電話番号 076-266-1060

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	石川県済生会金沢病院
事業場の所在地	金沢市赤土町ニ13番地6
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

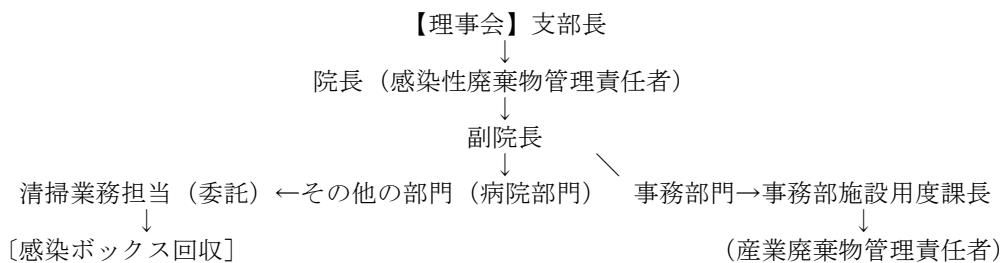
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	8311：病院
② 事業の規模	260床
③ 従業員数	469人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物（感染性廃棄物） →運搬受託業者 →処分受託業者 →処分事業場

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油
	排出量	85.597 t	0.19 t
(これまでに実施した取組) 感染症対応時の個人防護具の使用基準を見直したことにより約16%の削減となった。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油
	排出量	85 t	0.19 t
(今後実施する予定の取組) 感染症の流行如何に左右される面はあるが、引き続き防護具等の使用状況を把握検討し、排出の抑制に努めたい。 加えて、一般廃棄物と感染性廃棄物の分別の精度を上げ、排出量の抑制に進めたい。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：感染性廃棄物 取組：感染性廃棄物回収ボックスへの適切な廃棄（過大・過少な排出を避ける）を職員に周知し感染性廃棄物の正しい廃棄に努めるよう指導した。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：感染性廃棄物 取組：職員の感染性廃棄物に対する教育を引き続き行うとともに、回収者にいたるまで感染することがないように努める。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和6年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(これまでに実施した取組)				
		【目標】		
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組)				

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和6年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
②計画	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	(これまでに実施した取組)			
		【目標】		
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
②計画	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（令和6年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油
①現状	自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(これまでに実施した取組)				
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油
②計画	自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組)				

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和6年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油
①現状	全処理委託量	85.597 t	0.19 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	85.597 t	0.19 t	
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	
(これまでに実施した取組)				
病院・回収業者・清掃担当者で必要な情報の共有ができるよう、連絡・報告体制の維持に努めた。 結果、1年間を通して大きな問題が発生することなく、適切な廃棄物処理を行うことができた。				

(第5面)

		【目標】								
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油						
②計画	全処理委託量	84.7	t	0.19 t						
	優良認定処理業者への処理委託量	84.7	t	0.19 t						
	再生利用業者への処理委託量	0	t	0 t						
	認定熱回収業者への処理委託量	0	t	0 t						
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	t	0 t						
(今後実施する予定の取組)										
これからも廃棄物回収業者との連携・情報共有を推進し、廃棄の記録の管理を徹底する。										
【前年度（令和6年度）実績】										
電子情報処理組織の使用に関する事項	特別管理産業廃棄物排出量	85.787 t								
	(ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)									
(今後実施する予定の取組等)										
令和6年度についても前年に引き続きすべての産業廃棄物を電子マニフェスト化することができた。今後も安定的な運用に務める。										
※事務処理欄										

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 9日

(宛先) 金沢市長

提出者

住 所 金沢市鞍月東2丁目1番地

氏 名 石川県立中央病院長 岡田 俊英

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-238-7858

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	石川県立中央病院
事業場の所在地	金沢市鞍月東2丁目1番地
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

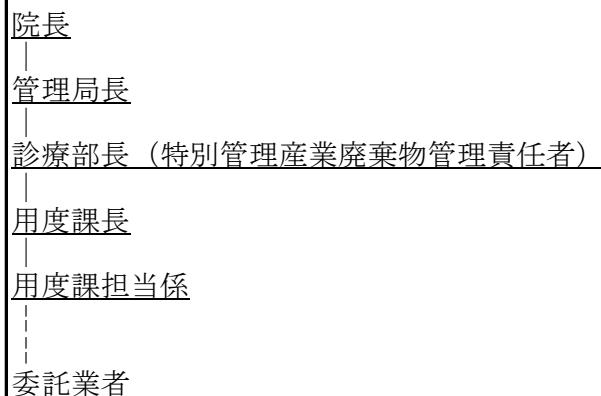
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	病院(分類831)
② 事業の規模	630床
③ 従業員数	約1100人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物 → 焼却 → 管理型埋立

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	206.73 t	t
	(これまでに実施した取組) ――		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	200 t	t
	(今後実施する予定の取組) ――		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する一覧表等を 関係部署に通知している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する一覧表等を 関係部署に周知徹底する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	—	
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	t
(これまでに実施した取組)		
—		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	—	
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t
(今後実施する予定の取組)		
—		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	—	
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	t
(これまでに実施した取組)		
—		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	—	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	t
(今後実施する予定の取組)		
—		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（ 年度）実績】			
特別管理産業廃棄物の種類	—		
自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量	— t		t
①現状 (これまでに実施した取組) —			
【目標】			
特別管理産業廃棄物の種類	—		
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t		t
②計画 (今後実施する予定の取組) —			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（ 令和6 年度）実績】			
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		
全処理委託量	206.73	t	t
優良認定処理業者への処理委託量	206.73	t	t
再生利用業者への処理委託量		t	t
認定熱回収業者への処理委託量		t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	206.73	t	t
①現状 (これまでに実施した取組) 委託業者において優良認定を取得			

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	200 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	200 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		200 t	t
(今後実施する予定の取組)			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和6年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	206.73	t
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 20日

(宛先) 金沢市長様

提出者

住 所 金沢市三馬2丁目251

氏 名 金沢赤十字病院 院長 寺崎 修一

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-242-8131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	金沢赤十字病院
事業場の所在地	金沢市三馬2丁目251
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	831病院
②事業の規模	許可病床数 262床
③従業員数	493人(令和7年6月1日現在)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	排出している感染性廃棄物は自己処理を行わず、収集運搬処理業務を全て委託している。

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

院長－院内感染対策委員会－経理課長－経理課担当者－委託業者

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	120.001 t	t
	(これまでに実施した取組) 感染際廃棄物の分別の徹底		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
②計画	排 出 量	120.001 t	t
	(今後実施する予定の取組) 感染性廃棄物の分別のさらなる徹底および容器には極力整理して収納するよう通知、量の多い部署にはその都度どのような事業を実施したかを確認する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物専用コンテナにて施錠管理し排出部署において適正に分別管理をしている。
	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各部署にて感染性廃棄物の分別について再度周知徹底

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	120.001 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	120.001 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

(第5面)

		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
②計画	全処理委託量	120.001	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	120.001	t	t
	再生利用業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t
	(今後実施する予定の取組) 感染性廃棄物の分別のさらなる徹底、毎月発生量を確認し、量の多い部署にはその都度どのような事業を実施した結果かを確認する。			
電子情報処理組織の使用に関する事項		【前年度(6年度)実績】		
		特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	120.001	t
(今後実施する予定の取組等) 感染性廃棄物の分別のさらなる徹底。				
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月18日

金沢市長 殿

提出者

住 所 金沢市宝町13番1号

氏 名 国立大学法人金沢大学附属病院

病院長 吉崎 智一

電話番号 076-265-2000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	国立大学法人 金沢大学附属病院
事業場の所在地	金沢市宝町13番1号
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

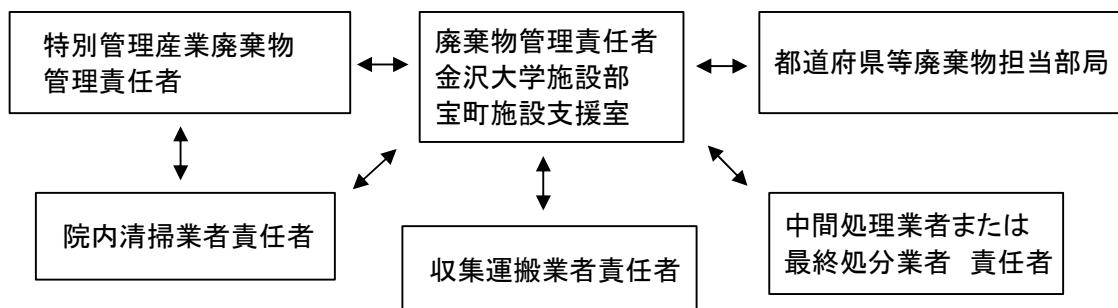
①事業の種類	一般病院			
②事業の規模	830床			
③従業員数	1839人			
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>(発生) 感染性廃棄物 → (専用容器に梱包) ・鋭利なもの ・固形状のもの ・液状または泥状のもの → (保管) 指定集積所 → (処分) 指定保管場所 → 委託処分業者</p>			

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排 出 量	453.5 t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	廃棄物分別表の策定並びに職員への周知の徹底		
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
(今後実施する予定の取組)			
②計画	更なる分別の徹底		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（令和6年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
①現状	自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量	—	t	t
	(これまでに実施した取組)			
②計画		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
②計画	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	—	t	t
	(今後実施する予定の取組)			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和6年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
①現状	全処理委託量	453.5	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	453.5	t	t
	再生利用業者への処理委託量	—	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	—	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	t	t
(これまでに実施した取組)				

(第5面)

		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
②計画	全処理委託量	453.5	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	453.5	t	t
	再生利用業者への処理委託量	—	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	—	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	t	t
	(今後実施する予定の取組)			
電子情報処理組織の使用に関する事項		【前年度（令和6年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	453.5	t
		(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェストシステム使用の継続		
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 25日

(宛先) 金沢市長

提出者

住 所 金沢市岩出町ニ73番地1

独立行政法人国立病院機構医王病院
院長 石田 千穂

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-258-1180

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	独立行政法人国立病院機構医王病院
事業場の所在地	金沢市岩出町ニ73番地1
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	83:病院
②事業の規模	病床数:310床
③従業員数	330人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物→優良認定処理業者へ処分委託→焼却処分

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

院長(特別管理産業廃棄物処理総括責任者)→企画課長(特別管理産業廃棄物管理担当者)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度(6年度)実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
排出量	108.735 t
(これまでに実施した取組) 特になし	
①現状	
【目標】	
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
排出量	108.735 t
(今後実施する予定の取組) 医療機関のため徹底した感染防止対策が必要であり、計画的な感染性廃棄物の減量は困難である。	
②計画	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（6年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（6年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（6年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
①現状 (これまでに実施した取組)		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら埋立処分を行つう特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
②計画 (今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（6年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
全処理委託量	108.735 t	t
優良認定処理業者への処理委託量	108.735 t	t
再生利用業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
①現状 (これまでに実施した取組) 特になし		

【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
全処理委託量	108.735 t	t
優良認定処理業者への処理委託量	108.735 t	t
再生利用業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)		
医療機関のため徹底した感染防止対策が必要であり、計画的な感染性廃棄物の減量は困難である。		
【前年度(6年度)実績】		
特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		
108.735 t		
(今後実施する予定の取組等)		
令和元年度内に既に電子情報化に切り替えている		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 5月 29日

(宛先) 金沢市長

提出者

住 所 石川県金沢市沖町ハ-15

氏 名 独立行政法人地域医療機能推進機構
金沢病院 病院長 村本 弘昭

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-252-2200

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	独立行政法人地域医療機能推進機構 金沢病院
事業場の所在地	石川県金沢市沖町ハ-15
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	一般病院【8311】
②事業の規模	病床数 248床
③従業員数	522名 (内訳:常勤447名、非常勤75名) ※令和7年4月1日時点
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物:発生現場でメディカルボックスへ破棄 →当院敷地内感染性廃棄物保管場所にて保管 →運搬業者に委託し毎週月・金曜日に運搬 →処分業者へ渡し焼却処分 引火性廃油:隨時、運搬・処分業者へ委託し油水分離 廃アルカリ:隨時、運搬・処分業者へ委託し中和 強酸廃液:隨時、運搬・処分業者へ委託し中和

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照	
	排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組) 各部署に廃棄物分別一覧を配置。 毎月行う院内感染対策委員会において議事決定された内容は迅速に各職員へ通知して個々の意識を高めるようにしている。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照	
	排 出 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（ 6 年度）実績】			
特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照		
自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量	t		t
①現状 (これまでに実施した取組)			
【目標】			
特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照		
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t		t
②計画 (今後実施する予定の取組)			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（ 6 年度）実績】			
特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照		
全処理委託量	t		t
優良認定処理業者への処理委託量	t		t
再生利用業者への処理委託量	t		t
認定熱回収業者への処理委託量	t		t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t		t
①現状 (これまでに実施した取組)			

(第5面)

		【目標】	
		特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照
	②計画	全処理委託量	t t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t t
		再生利用業者への 処理委託量	t t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t
		(今後実施する予定の取組)	
電子情報処理組織の使用 に関する事項		【前年度（6年度）実績】	
		特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	62.741 t
		(今後実施する予定の取組等)	
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

※この表の丸数字は、特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書の第2面の図表の番号です。報告書を記入する際にご利用ください。

(単位:t)

廃棄物の種類	① 排出量		自ら再生処理を行った量(②+⑧)				⑤ 自ら熱回収を行った量		⑦ 自ら中間処理により減量した量		自ら埋立又は海洋投入処分した量(③+⑨)				⑩全処理委託量										
			② 直接再生利用した量		⑧ 中間処理後に再生利用した量						③ 直接埋立処分等をした量		⑨ 中間処理後に埋立処分等した量		⑪ 優良認定処理業者への処理委託量		⑫ 再生利用業者への処理委託量		⑬ 熱回収認定業者への処理委託量		⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う				
	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	
感染性廃棄物	62.18	62.1	0	0					0	0					62.18	62.1							62.18	62.1	
燃えやすい廃油	0.558	0.55	0	0					0	0					0.558	0.55							0.558	0.55	
pH2.0以下の廃酸	0.003	0.002	0	0					0	0					0.003	0.002							0.003	0.002	
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0					0	0									
	0	0	0	0					0	0		</													

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 30日

(宛先) 金沢市長

提出者

住 所 石川県金沢市角間町

氏 名 国立大学法人金沢大学
学長 和田隆志

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-264-6180

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	金沢大学 角間キャンパス
事業場の所在地	石川県金沢市角間町
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	81 学校教育
②事業の規模	学生数 1,443人
③従業員数	7,094人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	(発生) (梱包) (保管) (処分) 特別管理産業廃棄物 → 袋 → ダンボール箱 → ビン → 金属缶 → プラスチック容器 → 指定場所 → 保管 → 委託業者 → 処分業者

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

学長
 ↓
 理事 (施設担当)
 ↓
 施設部長 (特別管理産業廃棄物処理統括責任者)
 ↓
 施設企画課長 (特別管理産業廃棄物処理管理担当)
 ↓
 各部局の責任者 (特別管理産業廃棄物管理責任者)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度 (6 年度) 実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
排 出 量	64.52518 t	t
①現状 (これまでに実施した取組)		
②計画		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
排 出 量	64.52518 t	t
②計画 (今後実施する予定の取組) 本学は教育・研究機関であり、その目的を達成するために様々な実験を行っている。この実験の遂行上発生する特別管理産業廃棄物を計画的に減量化することは、本学の使命である教育・研究の規模縮小を招くこととなり、業務遂行上困難である。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（6年度）実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量	t t
①現状 (これまでに実施した取組)	
【目標】	
特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
自ら埋立処分を行つう特別管理産業廃棄物の量	t t
②計画 (今後実施する予定の取組)	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（6年度）実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
全処理委託量	64.52518 t t
優良認定処理業者への処理委託量	64.52518 t t
再生利用業者への処理委託量	t t
認定熱回収業者への処理委託量	t t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
①現状 (これまでに実施した取組)	

(第5面)

		【目標】			
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり			
	全処理委託量	t	t		
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t		
	再生利用業者への処理委託量	t	t		
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t		
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t		
	(今後実施する予定の取組)				
本学は教育・研究機関であり、その目的を達成するために様々な実験を行っている。この実験の遂行上発生する特別管理産業廃棄物を計画的に減量化することは、本学の使命である教育・研究の規模縮小を招くこととなり、業務遂行上困難である。					
		【前年度（6年度）実績】			
電子情報処理組織の使用に関する事項	特別管理産業廃棄物排出量	64.52518	t		
	(ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)				
(今後実施する予定の取組等)					
電子マニフェスト加入済み					
※事務処理欄					

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理計画書(角間)の別紙

備考

※取扱う廃棄物の種類が3種以上の場合、処理計画書の種類の欄に「別紙のとおり」と記載し、この別紙に、廃棄物の種類ごとに排出量を記入してください。

なお、(これまでに実施した取組)、(今後実施する予定の取組)については、産業廃棄物処理計画書の各記入欄に記入してください。

※この表の丸数字は、産業廃棄物処理計画実施状況報告書の第2面の図表の番号です。
報告書を記入する際にご利用ください。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2025年6月27日

(宛先) 金沢市長

提出者 公益社団法人 石川勤労者医療協会

住 所 金沢市京町20番3号

氏 名 理事長 島 隆雄

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-251-6111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	公益社団法人 石川勤労者医療協会 城北病院
事業場の所在地	金沢市京町20番3号
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

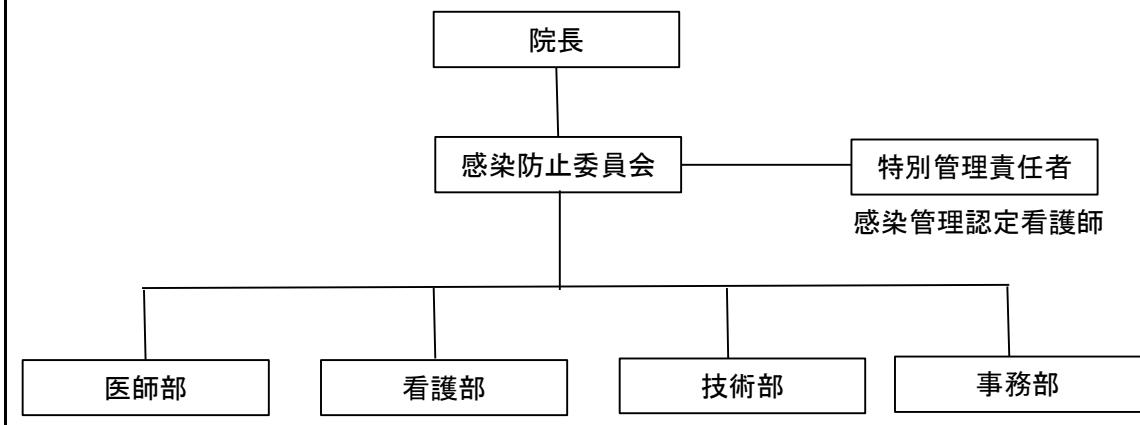
① 事業の種類	83:医療業
② 事業の規模	許可病床数: 300床
③ 従業員数	550人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>城北病院 感染性廃棄物最終保管庫</p> <p>↓</p> <p>特別管理産業廃棄物収集運搬(処理委託)</p> <p>↓</p> <p>特別管理産業廃棄物最終処理(加熱滅菌処理)</p>

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排出量	176.1 t	t
(これまでに実施した取組)			
分別の徹底・強化（貼り紙等の新設） 感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別強化			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排出量	160 t	t
(今後実施する予定の取組)			
昨年度より排出量は削減したが、依然として徹底した感染症対策が必要な状況でありコロナ禍以前と比べると排出量は多くなっている。 計画的な感染性産業廃棄物の減量は困難ではあるが、更なる分別の徹底に取り組む。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鋭利な感染性産業廃棄物は足踏み式専用ケースを使用。
	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類ごとに分別する（非感染性産業廃棄物） 院内ラウンドで適正分別のチェックを行う。 ●点滴パック（ルートは別） ●医療材料用段ボール ●紙類など
②計画	

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（6年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
①現状 (これまでに実施した取組)		
②計画 (今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（6年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
全処理委託量	176.1 t	t
優良認定処理業者への処理委託量	176.1 t	t
再生利用業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
①現状 (これまでに実施した取組) ●職員への学習会を実施した。 ●院内の廃棄物処理マニュアルの見直しをすすめた。		

(第5面)

		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類		感染性産業廃棄物
②計画		全処理委託量	160 t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	160 t	t
		再生利用業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) ●院内ラウンドで適正分別のチェックを行う。 ●感染性産業廃棄物と非感染性産業廃棄物の分別を強化する。				
電子情報処理組織の使用に関する事項		【前年度(6年度)実績】		
		特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	176.1	t
(今後実施する予定の取組等) 出来る限り電子マニフェストにて管理を行う予定である。				
※事務処理欄				

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

R 7年 6月 4日

(宛先) 金沢市長様

提出者

住 所 石川県金沢市金石西1-4-45

氏 名 石川メッキ工業株式会社
取締役社長 鴻野洋行

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-268-1682

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	石川メッキ工業株式会社
事業場の所在地	石川県金沢市金石西1-4-45
計画期間	2025年4月1日から2026年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	電気めっき業 (2564)
②事業の規模	75,000万円
③従業員数	51名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	アルカリ脱脂液で製品洗浄 ↓ 老液廃棄 ↓ 自社処分出来ないので処分委託 ↓ (株)アイザック・トランスポーテ ↓ (株)アイザックにて中和処分

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

取締役社長→製造部：電子マニフェスト管理→管理部：収集業者立ち合い

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (R 6 年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	
	排 出 量	90 t	t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・半量だけ液更新 ・液更新を期間管理でなく、処理量管理へ移行 ・交換周期を延ばす検討 			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	
	排 出 量	90 t	t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・受注量増でも排出量は現状維持を目標 ・処理液ろ過による長寿命化 ・交換周期を延長 ・長寿命の薬剤に変更 			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 性状別に分類しています
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分類を続けます

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

	【前年度（6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	
①現状	自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	
②計画	自ら埋立処分を行つう 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	
①現状	全処理委託量	90 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	90 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			

(第5面)

		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	
②計画	全処理委託量	90	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	90	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	t	t
	(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・受注量増でも排出量は現状維持を目標 ・処理液ろ過による長寿命化 ・交換周期を延長 ・長寿命の薬剤に変更 				
電子情報処理組織の使用に関する事項		【前年度(R 6 年度) 実績】		
		特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	90	t
		(今後実施する予定の取組等) すべて電子マニフェスト報告済		
※事務処理欄				

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 30日

(宛先) 金沢市長

提出者

住 所 石川県金沢市小坂町中83番地

氏 名 医療法人社団浅ノ川 浅ノ川総合病院
理事長 小市 勝之

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-252-2101

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人社団浅ノ川 浅ノ川総合病院
事業場の所在地	金沢市小坂町中83番地
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

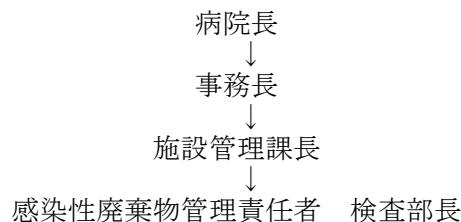
①事業の種類	医療業(病院)
②事業の規模	許可ベッド数 499床
③従業員数	令和7年4月1日現在 750名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	全て処分業者へ委託

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和6年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
		排 出 量	111.86 t	0.65 t
①現状		(これまでに実施した取組) 分別の徹底		
②計画		【目標】 特別管理産業廃棄物の種類		
		感染性廃棄物	引火性廃油	
		排 出 量	110 t	0.65 t
		(今後実施する予定の取組) 引き続き徹底した分別を行っていく。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
①現状	自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
②計画		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
②計画	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和 年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
①現状	全処理委託量		111.86 t	0.65 t
	優良認定処理業者への処理委託量		111.86 t	0.65 t
	再生利用業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t
(これまでに実施した取組)				
全てを優良認定処理業者へ処理委託している				

(第5面)

		【目標】				
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油		
②計画	全処理委託量		t	t		
	優良認定処理業者への処理委託量		t	t		
	再生利用業者への処理委託量		t	t		
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t		
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t		
	(今後実施する予定の取組)	優良認定処理業者への処理委託を継続していく。				
電子情報処理組織の使用に関する事項		【前年度（令和6年度）実績】				
		特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	111.86 t			
(今後実施する予定の取組等)		収集日までに正確な登録をする。				
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 9日

(宛先) 金沢市長

提出者

住 所 石川県金沢市下石引町1番1号

氏 名 独立行政法人国立病院機構金沢医療センター 院長 阪上 学

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-262-4161

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	独立行政法人国立病院機構金沢医療センター
事業場の所在地	金沢市下石引町1番1号
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	83 医療業
②事業の規模	病床数 554床
③従業員数	925 人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>(発生) (梱包) (保管) (収集運搬) (処分)</p> <p>感 染 性 廃 棄 → ミ ツ ペ ー ル → 指 定 保 管 場 所 感 染 性 廃 棄 物 委 託 処 分 業 → 委 託 処 分 業</p>

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

院長（感染性産業廃棄物管理責任者）



事務部



契約係（実務担当者）

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	感染性廃棄物
	排出量	0.9 t	192.28 t
(これまでに実施した取組) 特になし。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	感染性廃棄物
	排出量	0.9 t	192.28 t
(今後実施する予定の取組) 医療機関のため徹底した感染防止対策が必要であり、計画的な感染性廃棄物の減量は困難であるが、できるかぎり分別を行う。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する一覧表等を関係部署に配布することを検討している。
	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する一覧表等を関係部署に周知・徹底する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（6年度）実績】			
特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	感染性廃棄物	
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
①現状 (これまでに実施した取組) これまで実施していない。			
②計画 (今後実施する予定の取組) 今後の実施予定はない。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（6年度）実績】			
特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	感染性廃棄物	
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
①現状 (これまでに実施した取組) これまで実施していない。			
②計画 (今後実施する予定の取組) 今後の実施予定はない。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（6年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	感染性廃棄物
①現状	自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(これまでに実施した取組)				
これまで実施していない。				
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	感染性廃棄物
②計画	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組)				
今後の実施予定はない。				

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（6年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	感染性廃棄物
①現状	全処理委託量	0.9 t	192.28 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	0.9 t	192.28 t	
	再生利用業者への処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	
(これまでに実施した取組)				
特になし。				

(第5面)

		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	感染性廃棄物
		全処理委託量	0.9 t	192.28 t
		優良認定処理業者への処理委託量	0.9 t	192.28 t
		再生利用業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
②計画		(今後実施する予定の取組)		
		医療機関のため徹底した感染防止対策が必要であり、計画的な感染性廃棄物の減量は困難であるが、できる限り分別を行う。		
		【前年度（6年度）実績】		
電子情報処理組織の使用に関する事項		特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	192.28	t
		(今後実施する予定の取組等)		
		今後もできる限り電子マニフェストにて管理を行う。		
※事務処理欄				

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

7年 6月 27日

(宛先) 金沢市長

提出者

住 所 金沢市千木町へ33番地1

氏 名 医療法人社団浅ノ川千木病院
理事長 小市勝之

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-257-8600

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人社団浅ノ川千木病院
事業場の所在地	金沢市千木町へ33番地1
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

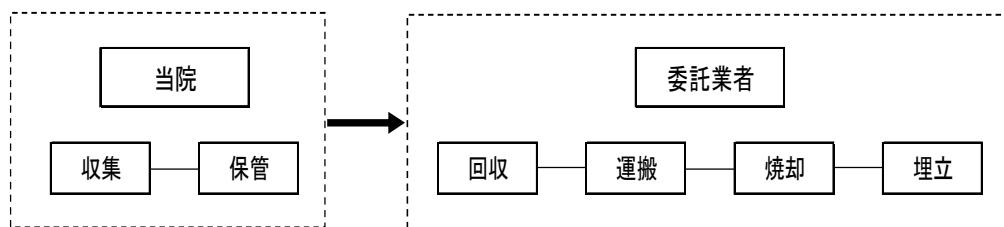
① 事業の種類	83 医療業
② 事業の規模	500床
③ 従業員数	345人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル、院内感染対策マニュアル、感染性廃棄物管理規程に基づき、感染性廃棄物を専用容器に密閉し、鍵のかかる専用保管庫に保管。委託処理業者が回収運搬し、最終処理場で焼却、埋め立てを行う。

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排 出 量	73.89 t	t
(これまでに実施した取組)			
・医療従事者と検討し、できる限り可能な範囲で分別を行う。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排 出 量	50 t	t
(今後実施する予定の取組)			
・感染管理認定看護師、医療従事者と検討し、できる限り分別を行う。院内再周知。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			—
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			—

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			—
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			—

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（6年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
①現状 (これまでに実施した取組)		
—		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
自ら埋立処分を行つう特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
②計画 (今後実施する予定の取組)		
—		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（6年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
全処理委託量	73.89 t	t
優良認定処理業者への処理委託量	73.89 t	t
再生利用業者への処理委託量	— t	t
認定熱回収業者への処理委託量	— t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	t
①現状 (これまでに実施した取組)		
・委託処理業者に全処理量の最終処分を依頼している。		

(第5面)

		【目標】	
		特別管理産業廃棄物の種類	
		全処理委託量	50 t t
		優良認定処理業者への処理委託量	50 t t
		再生利用業者への処理委託量	— t t
		認定熱回収業者への処理委託量	— t t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t t
②計画		(今後実施する予定の取組)	
		・今後も委託処理業者に全処理量の最終処分を依頼する。	
		【前年度(6年度)実績】	
電子情報処理組織の使用に関する事項		特別管理産業廃棄物排出量	73.89 t
		(ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	
		(今後実施する予定の取組等)	
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。